

災 害 救 護 速 報

平成 30 年 9 月 18 日（火）15：00 現在
事業局 救護・福祉部 救護課
TEL：03-3437-7084/FAX：03-3435-8509

平成 30 年北海道胆振東部地震にかかる日本赤十字社の対応について (13)

日本赤十字社の対応は以下のとおりです。

1 日本赤十字社の対応

(1) 体制

9月6日から現地災害対策本部等を設置し、救護活動を実施しています。

ブロック	体制	支部名
第1ブロック	支部災害対策本部設置	北海道支部
	現地災害対策本部設置	
	第1次救護体制	宮城県支部
第2ブロック	第1次救護体制	東京都支部
本社	第2次救護体制	—

(2) 救護班等の活動

日本赤十字社では、北海道庁からの被害情報をもとに、特に被害の大きい厚真町を中心にアセスメントを行い、災害対策本部からの要請を受け、救護班やDMAT（災害派遣医療チーム）を派遣し、保健医療ニーズの調査や巡回診療等を行っております。地元医療機関が再開し、医療ニーズが減少してきていることから、9月20日に活動を終了する予定です。

避難所は、厚真町に7カ所（避難者826名）、安平町に7カ所（避難者96名）、むかわ町に5カ所（避難者134名）開設されております。（北海道庁情報：H30.9.18 10:00 現在）

○救護班

〈活動中〉 ※活動場所については、日によって変更になる場合があります。

活動場所	ブロック	支部	施設	班数	活動開始
厚真町	第1ブロック	北海道支部	釧路赤十字病院	1	9/18～
			北見赤十字病院	1	9/17～
	第2ブロック	新潟県支部	長岡赤十字病院	1	9/15～
安平町	第2ブロック	埼玉県支部	深谷赤十字病院	1	9/15～
むかわ町	第2ブロック	東京都支部	大森赤十字病院	1	9/15～
				計5班	

〈活動実績〉

ブロック	支部	班数	ブロック	支部	班数
第1ブロック	北海道支部	18	第2ブロック	茨城県支部	1
	青森県支部	1		栃木県支部	1
	岩手県支部	2		群馬県支部	1
	宮城県支部	4		埼玉県支部	1
	秋田県支部	1		千葉県支部	1
	山形県支部	2		東京都支部	1
	福島県支部	2		神奈川県支部	1
			本社	二	1
					計38班

○日赤災害医療コーディネイトチーム

〈活動中〉 ※活動場所については、日によって変更になる場合があります。

活動場所	ブロック	支部/本社	施設	班数	活動開始
厚真町	第1ブロック	北海道支部	釧路赤十字病院	1	9/18～
			北見赤十字病院	1	9/15～
	第2ブロック	栃木県	那須赤十字病院	1	9/17～
				合計3班 (チーム)	

〈活動実績〉

ブロック	支部	班数
第1ブロック	北海道支部	5
	宮城県支部	1
第2ブロック	群馬県支部	1
本社	—	2
		計9班

○日赤DMATの活動状況（広域災害救急医療情報システムより）

14班が活動を終了しています。

○本社初動派遣要員

9月6日 8:06に初動派遣要員4名（医師1名、連絡調整員2名、広報要員1名）を海上保安庁の協力により同調の飛行機で派遣。その後、医師及び連絡調整員1名は北海道支部などにおいてコーディネート業務に従事。

(3) こころのケア班の活動

こころのケア活動は、被災者支援とともに行政職員等の支援者支援も実施しております。支援者支援として、安平町役場にリラクゼーションルームを開設しました。今後、厚真町総合福祉センターとむかわ町役場にも開設する予定です。

〈活動中〉

※活動場所については、日によって変更になる場合があります。

活動場所	ブロック	支部／本社	施設	班数	活動開始
厚真町	第2ブロック	岩手県支部	盛岡赤十字病院	1	9/18～
安平町		福島県支部	福島赤十字病院	1	9/18～
むかわ町		宮城県支部	仙台赤十字病院	1	9/18～
				合計3班	

※その他、現地の活動状況把握、ニーズ調査、こころのケア班の活動調整等を担う、こころのケア調整班1班が活動中です。

〈活動実績〉

ブロック	支部	班数
第1ブロック	北海道支部	8

(4) 被災地支部に対する支援

被災地支部災害対策本部の運営を支援し、迅速な救護活動を実施できるよう、支援要員を派遣しています。

〈活動中〉

活動場所	ブロック	支部／本社	人数	活動開始
北海道支部	第1ブロック	青森県支部	1	9/17～
	本社	本社	1	9/15～
			<u>1</u>	9/ <u>17</u> ～
			計3名	

〈活動実績〉

ブロック	支部／本社	人数
第1ブロック	宮城県支部	2
	秋田県支部	1
	福島県支部	1
本社	本社	<u>8</u>
		計 <u>12</u> 名

(5) 救援物資

避難所等に避難されている方々に対して、救援物資を配分しております。

拠出支部	品目			配分先	配分日
	毛布	安眠セット	緊急セット		
北海道支部	350	20	24	札幌市清田区	9/6
	490	500		厚真町	9/6
		1,000		むかわ町	9/7
	400	70	402	安平町	9/7
	100	324	84	安平町	9/ <u>9</u>
	100			厚真町	9/10
青森県支部		10		安平町	9/10
合計	1,440	1,924	510		



厚真町総合福祉センターで救護活動を行う
北海道支部の救護班



救援物資の配布のため積み込みを行う
青森県支部職員

(6) 赤十字ボランティアの活動状況

北海道支部の防災ボランティアが、救援物資の配分支援を、北海道ノルディックウォーキング赤十字奉仕団が、エコノミークラス症候群の予防のため、避難所で被災者とポールストレッチング、ノルディックウォーキングを行っています。また、札幌市赤十字奉仕団が、札幌駅前等で義援金の街頭受付を行っています。



厚真町総合福祉センターでポールストレッチングを行っている北海道ノルディックウォーキング赤十字奉仕団



救援物資の配布のため積み込みを行う北海道支部のボランティア



札幌駅前通地下広場にて義援金の街頭受付を
行う札幌市赤十字奉仕団

(7) 義援金

日本赤十字社では、被災された方々の生活再建の一助とするため、以下のとおり義援金を受け付けています。お寄せいただいた義援金は、被害状況に応じて按分され、北海道に設置された義援金配分委員会を通じ、全額を被災された皆様にお届けします。

ア 災害義援金名称及び受付期間

「平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金」

平成 30 年 9 月 11 日（火）～平成 31 年 3 月 31 日（日）

イ 協力方法

(ア) 郵便振替（日本赤十字社本社での受付）

ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00130-1-673591

口座加入者名 「日赤平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金」

※窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。（ATM による通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の手数料がかかります。）

※ゆうちょ銀行・郵便局での受付は平成 31 年 3 月 29 日（金）までとなります。

※窓口でお受け取りいただきました半券は、受領証に代えることができます。（寄付金控除申請の際にご利用いただけるので、大切に保管してください。）

(イ) 銀行振込（日本赤十字社本社での受付）

・三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787533

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105541

・みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620413

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」
ニホンセキジユウジシャ

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の方は、インターネットから事前にご登録のうえお振込みください。事前登録画面で「受領証要」を選択されると、後日ご登録のご住所に郵送いたします。

※事前登録が行えないなどの場合には、受領証の発行を希望される旨を日本赤十字社本社パートナーシップ推進部あてご連絡ください。

[担当窓口] 日本赤十字社本社パートナーシップ推進部

TEL : 03-3437-7081 FAX : 03-3432-5507

(ウ) 銀行振込 (北海道支部での受付)

・北洋銀行 札幌南支店 普通預金 口座番号 4627670

・北海道銀行 本店営業部 普通預金 口座番号 3286280

※口座名義はいずれも「北海道災害義援金募集委員会 会長 ^{イトウ}伊藤 ^{ヨシロウ}義郎」

※上記指定金融機関 (本支店間) を利用した場合の送金手数料は免除されます。

※受領証発行を希望の場合は、住所・氏名 (受領証のあて名)・電話番号・寄付日・寄付額・振込人名・振込金融機関名 (支店名迄) を日本赤十字社北海道支部あてご連絡ください。

2 地震の概要 (9月18日 9時00分 消防庁災害対策本部資料)

発生日時 平成30年9月6日3時7分

震央地名 胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度)

震源の深さ 37km (暫定値)

規模 マグニチュード6.7 (暫定値)

各地の震度 (震度5弱以上)

震度7 厚真町

震度6強 安平町、むかわ町

震度6弱 札幌市東区、千歳市、日高町、平取町

震度5強 札幌市清田区、白石区、手稲区、北区、苫小牧市、江別市、三笠市、恵庭市、長沼町、新ひだか町、新冠町

震度5弱 札幌市厚別区、豊平区、西区、函館市、室蘭市、岩見沢市、登別市、伊達市、北広島市、石狩市、新篠津村、南幌町、由仁町、栗山町、白老町

3 主な被害の状況

(1) 人的被害（9月18日 9時00分 消防庁災害対策本部資料）

死者	41名
重症	8名
軽傷	671名
程度不明	2名

(2) 建物等被害（9月18日 9時00分 消防庁災害対策本部資料）

全壊	139棟
半壊	242棟
一部損壊	1,773棟

(3) 日本赤十字社の施設状況

- ・ 特段大きな建物被害はなし。
- ・ 北海道内全病院の停電は復旧し、通常診療を再開。

4 災害救助法の適用（平成30年9月6日 内閣府（防災担当）公表資料参照）

平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は179市町村に災害救助法の適用を決定しました。